

任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大について

令和4年7月25日

措置のポイント

- ①高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び②本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について、事務総長通知を改正して採用予定者の専門性の要件並びに公務及び任用の公正性の確保等に関する要件を明示（令和4年7月26日施行）。
- これにより、令和3年度の実績でみた場合、**各府省限りで任期付職員の採用が可能となる範囲は98.6%となり、デジタル人材に係る任期付職員の採用は、ほぼ全てが各府省限りで可能となる。**
⇒ 各府省における民間人材の積極的かつ機動的な活用の更なる促進を期待

措置の概要

以下の要件を満たす場合には、人事院による事前承認の手続を不要とし、各府省限りで採用可能

<特定任期付職員（高度デジタル人材）>

- 高度デジタル人材を特定任期付職員として採用する場合に求められる専門性の要件（※）をあらかじめ明示。
※ デジタル人材のうち下記のいずれかの要件を満たす者（高度デジタル人材）
 - ① ITスキル標準においてレベル4以上と評価されること
 - ② 情報システムの構築又は運用におけるプロジェクト（10人以上で組織されるものに限る。）の責任者の業務に3年以上従事した経歴を有すること
 - ③ CEH、CISSP、CISA、CISM若しくはCAIS（主任監査人及び監査人に限る。）の資格を有し又は情報処理安全確保支援士試験若しくは情報処理技術者試験の高度試験に合格しており、かつ、サイバーセキュリティに関する業務に3年以上従事した経歴を有すること

<一般任期付職員（課長級・室長級）>

- 本府省の課長級の官職に一般任期付職員を採用する場合には、各府省が選考委員会において管理職の職務遂行に必要とされる管理的又は監督的能力を確認することを要件として明示。

<公正性の確保>

- 人事院が各府省の行った採用の事後チェックを行うことで、適正な運用を確保。

今回の特定任期付職員及び一般任期付職員の包括承認範囲拡大による効果

<包括承認化の対象範囲（イメージ）>

令和3年度実績で98.6%が各省限りの採用可に（措置後）

法第3条第1項 特定任期付職員（191名）
（高度の専門的知識経験等を有する者の活用、給与等の特例あり）

弁護士、公認会計士、大学教員等

（160名）

その専門的知識経験が必要な業務に従事させる場合

高度デジタル人材（19名）

その他の高度の専門的知識経験等を有する者（12名）

法第3条第2項 一般任期付職員（649名）
（専門的知識経験等を有する者の活用）

課長級・室長級のポスト（4名）

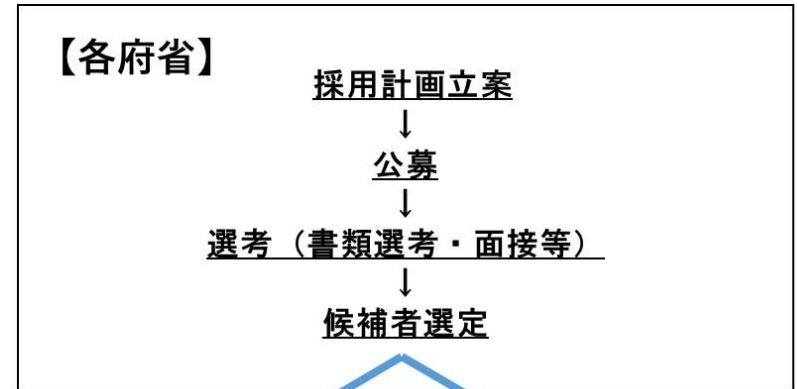
課長補佐級以下のポスト

（645名）

採用者の専門的知識経験が必要な業務に従事させる場合

うちデジタル人材（34名）

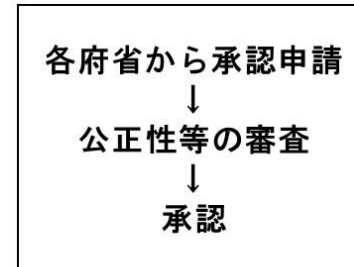
<採用事務の流れ（イメージ）>



【措置前】

【措置後】

人事院の承認手続



採用

公正性等の要件を満たすものは、人事院の承認手続を省略し、各府省限りで採用

採用までの期間が1か月程度短縮

採用

人事院への事後報告

各府省からの報告を受け、事後チェックを行うことで適正な運用を確保

現行で各省限りの採用可

今回の措置で各省限りの採用可

※（ ）内の人数は令和3年度の採用実績。専門分野は採用に係る申請又は報告の内容により分類。

(参考) これまでの任期付職員採用の円滑化・迅速化に向けた人事院の取組

- 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づく任期付職員の採用については、令和3年8月10日の人事院勧告時の公務員人事管理に関する報告において、各府省において必要な様々な専門分野の民間人材を確保することができるよう、「各府省の事務負担を軽減する観点から、本院による個別の審査手続を不要とする場合の公正性確保等の要件を明示することにより、本年度中に各府省限りで採用できる範囲を拡大する」ことを表明した。
- これを受け、同年11月に「任期付職員の採用及び給与の特例の運用について（平成12年11月27日任企－590）」を改正し、「公務及び任用の公正性の確保等に関する要件を明示すること
で課長補佐級以下について一般任期付職員の採用の包括承認化を実施した（これにより令和2年度実績でみた場合の各府省限りで任期付採用が可能となる範囲は約9割に拡大）。